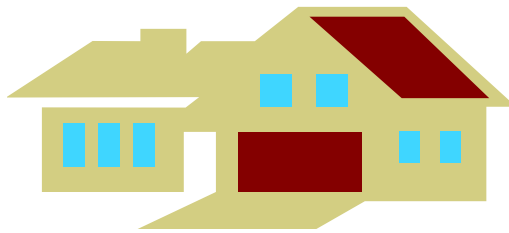


平成30年度

五泉市住宅リフォーム事業

五泉市では、若い世代の定住促進と緊急経済対策として、市内住宅関連業者の振興と地域経済の活性化を図るため、自己の居住する住宅のリフォームを行う場合、その工事費の一部を補助します。



補助対象者

1. 五泉市に住民登録を行っていること。
2. 市税を滞納していないこと。

施工業者の条件

市内に本店を有する法人または個人事業者。

補助額

市内施工業者が行う20万円以上（消費税含む）のリフォーム工事に要する費用の20%（1,000円未満切り捨て）とし、限度額は以下の通りです。

- ①新婚世帯（平成26年4月1日以降に婚姻し、親等と2世代が同居している世帯）
…限度額20万円
- ②子育て世帯（中学生以下の子、親、祖父母等と3世代が同居している世帯）
…限度額20万円
- ③一般世帯（①、②に該当しない世帯）…限度額10万円
- ④平成27年度以前に補助金を受けた方で①、②に該当する世帯…限度額10万円

募集期間

平成30年4月10日から

※申請金額が補助予定金額に達した時点で締め切らせていただきます。

対象工事期間

補助金交付決定通知書が届いてから平成31年3月29日までに工事が完了し、実績報告書が提出できるもの。

申込方法

リフォーム工事着工前に必要書類を添付の上、商工観光課に提出してください。

（必要書類：工事前の写真、見積書の写し、工事の図面、自然災害の被害を受けた人は、り災証明書）

注意事項

1. 補助金の交付は同一の住宅について、1回限りとします（上記④除く）。
2. 申請後、工事を中止するときは中止届を提出してください。

※以前に補助を受けた方は、上記①、②の世帯を除きリフォーム工事内容が変わっても対象となりません。

※自然災害の被害にあい、リフォーム工事をされる方はご相談ください。

⇒裏面もご覧ください

住宅リフォーム工事補助対象一覧(例)

| No. | リフォーム工事内容 | 可否 | 特記事項 |
|-----|----------------------------------|----|-----------------------------|
| 1 | 屋根の葺き替え(屋根除雪用アンカーの設置含む)、塗装、外壁の補修 | ○ | |
| 2 | 天井、壁紙、床の張り替え等の内装工事 | ○ | 家庭用火災報知機の機器代も対象 |
| 3 | 台所、風呂、トイレ等の改修工事 | △ | 高齢福祉課・健康福祉課・環境保全課で補助対象部分は除外 |
| 4 | 畳の取り替え(表替え含む) | ○ | |
| 5 | 建具、サッシ等の取り替え | ○ | |
| 6 | バルコニー・サンルームの改修・新設・取替 | ○ | |
| 7 | 住宅部分の増築、間取りの変更 | ○ | |
| 8 | シロアリ駆除 | × | リフォーム工事ではないため対象外 |
| 9 | シロアリ駆除後の補修・取替 | ○ | |
| 10 | 電化製品のみを取り替え(エアコン、テレビ等) | × | 購入が主であるため対象外 |
| 11 | 室内カーテンの取り替え | × | 購入が主であるため対象外 |
| 12 | 電話(インターネット)の配線工事 | × | リフォーム工事ではないため対象外 |
| 13 | 車庫、造園、フェンスなどの外構工事 | × | 住宅ではないので対象外 |
| 14 | 住宅の取り壊し(全部・一部)工事 | × | リフォーム工事ではないため対象外 |
| 15 | バリアフリー改修 | △ | 高齢福祉課・健康福祉課で補助対象部分は除外 |
| 16 | 耐震改修を伴うリフォーム | △ | 都市整備課で補助対象部分は除外 |
| 17 | 太陽光発電システムの設置・増設 | △ | 環境保全課で補助対象部分は除外 |

※ 上記は主な工事の一覧です。詳しい内容については、お問い合わせください。

問合せ先

商工観光課 商工係

〒959-1692 五泉市太田1094番地1

電話:0250-43-3911 内線318